

小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱

令和3年小松市告示第110号

第1章 総則

第2章 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システム

第3章 住宅用蓄電システム

第4章 バイオマス設備

第5章 住宅用断熱窓

第6章 住宅用V2H充放電設備

第7章 雑則

第1章 総則

(補助金の交付)

第1条 この要綱は、小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、再生可能エネルギー設備等の普及の拡大を促進することにより、二酸化炭素の排出の抑制を図り、もって地球温暖化を防止することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、再生可能エネルギー設備等とは、次のシステム及び設備（いずれも未使用のものに限る。）をいう。

- (1) 太陽光発電システム（太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、当該設置した住居部分に電力を供給するシステムをいい、次の要件を満たすものをいう。

- ア 太陽電池の公称最大出力の合計値が2キロワット以上であること。
 - イ 配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと。）
 - ウ 発電する電力量を測定できること。
- (2) 蓄電システム（蓄電池部及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置から構成される一体の装置であって、住居部分に電力を供給するシステムであって次の要件を満たすものをいう。）
- ア 蓄電容量が2キロワットアワー以上のもので、定置用のものであること。
 - イ 住宅用太陽光発電システムの設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるものであること。
- (3) バイオマス設備（次のアからウの器具であって、排気筒に接続して使用するものであって、安定した燃焼を確保するため、燃料の定期的な供給ができる構造を有するものをいう。）
- ア 薪ストーブ（燃料として用意された木及び粉碎した木くずを燃料として使用する暖房器具をいう。）
 - イ 木質ペレットストーブ（粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形燃料を使用する暖房器具をいう。）
 - ウ 木質バイオマスボイラ（薪、粉碎した木くず、木質ペレット等を燃料として、容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。）
- (4) 住宅用断熱窓（次の要件を満たすものをいう。）
- ア 次のいずれかの方法により設置又は交換するものであること。
 - (ア) 内窓設置（既存窓の内側に新たに断熱窓を設置することをいう。）
 - (イ) 外窓交換（既存窓を取り除き、断熱窓に交換することをいう。）
 - (ウ) ガラス交換（既存のガラスを高断熱ガラスに交換することをいう。）

イ 熱貫流率が2.33ワット・パー・平方メートル・ケルビン以下の製品であること。

(5) V2H充放電設備（次の要件を満たすものをいう。）

ア 電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。

イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車復興センターにより登録されているものであること。

第2章 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システム

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下この章において「補助対象者」という。）

は、次の者とする。

(1) 本市の区域内に所在する自ら居住するための住宅又は店舗等との併用住宅（住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限る。以下「住宅等」という。）の新築時において当該住宅等に太陽光発電システム及び蓄電システム（一体的に導入されるものに限る。以下この章において同じ。）を設置する者及び現に居住する住宅等に太陽光発電システム及び蓄電システムを設置する者（以下これらの者を「太陽光発電システム等の設置者」という。）

(2) 新築の住宅等（太陽光発電システム等が設置されているものに限る。）を購入する者（以下「太陽光発電システム等付き住宅の購入者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 太陽光発電システム等の設置者が当該設置に関し又は太陽光発電システム等付き住宅の購入者が当該購入に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付を受けている者

(2) 以前にこの章の規定に基づく補助金の交付を受けている者

(3) 市税（延滞金含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、当該設備の購入に要する経費及び当該設備の設置と一体不可分の工事の施工に要する経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、定額とし、補助金の交付限度額は、10万円とする。

(交付申請の期限)

第7条 補助金の交付申請の期限は、太陽光発電システム等を新たに設置する場合にあっては、当該設備の設置工事の着工の日までとし、太陽光発電システム等が既に設置された建物を購入する場合にあっては、購入契約の締結日から起算して1月後の日とする。

(様式)

第8条 この章の次の各号に掲げる手続きは、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 補助金の交付申請 小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助金の交付変更申請 小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付変更申請書(様式第2号)
- (3) 補助金の実績報告 小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金実績報告書(様式第3号)

(補助条件)

第9条 太陽光発電システム等の設置者は、当該設置に関し法令、条例等に適合して行わなければならない。

- 2 太陽光発電システム等付き住宅の購入者は、当該購入に関し法令、条例等に適合した住宅を購入しなければならない。
- 3 太陽光発電システム等の設置者及び太陽光発電システム等付き住宅の購入者は、電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結しなければならない。
- 4 太陽光発電システム等の設置者及び太陽光発電システム等付き住宅の購入

者は、当該太陽光発電システム等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、自ら居住し、当該太陽光発電システム等を使用しなければならない。

5 太陽光発電システム等の設置者及び太陽光発電システム等付き住宅の購入者は、正当な理由なく当該太陽光発電システム等を譲渡し、交換し、貸付し、又は廃棄してはならない。

(協力等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、設置後又は購入後2年間、設備に関する報告及び本市の地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

第3章 住宅用蓄電システム

(補助対象者)

第11条 補助金の交付対象者（以下この章において「補助対象者」という。）

は、現に居住する住宅等に蓄電システムを設置する者（以下「蓄電システムの設置者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 蓄電システムの設置者が当該設置に関し本市の他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付を受けている者

(2) 以前にこの章の規定に基づく補助金の交付を受けている者

(3) 以前に第4条の規定により補助金の交付を受けた者

(4) 市税（延滞金含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者

(補助対象経費)

第12条 補助金の交付対象となる経費は、蓄電システムの購入に要する経費及び当該蓄電システムの設置と一体不可分の工事の施工に要する経費とする。

(補助金の額等)

第13条 補助金の額は、定額とし、補助金の交付限度額は、5万円とする。

(交付申請の期限)

第14条 補助金の交付申請の期限は、蓄電システムの設置工事の着工の日とする。

(補助条件)

第15条 蓄電システムの設置者は、当該設置に関し法令、条例等に適合して行わなければならない。

2 蓄電システムの設置者は、当該蓄電システムを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、自ら居住し、当該蓄電システムを使用しなければならない。

3 蓄電システムの設置者は、正当な理由なく当該蓄電システムを譲渡し、交換し、貸付し、又は廃棄してはならない。

(準用規定)

第16条 第8条及び第10条の規定は、この章の規定による補助金に準用する。この場合において、第10条中「設置後又は購入後」とあるのは「設置後」と読み替える。

第4章 バイオマス設備

(補助対象者)

第17条 補助金の交付対象者（以下この章において「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 現に居住する住宅等又は住宅等の新築時においてバイオマス設備を設置する者（以下「バイオマス設備の設置者」という。）

(2) 新築の住宅等（バイオマス設備がされているものに限る。）を自ら居住する目的で購入する者（以下「バイオマス設備付き住宅の購入者」という。）

(3) 本市の区域内に所在又新築する事務所、店舗、作業場（いずれも自己所有に限る。）においてバイオマス設備を設置する法人、団体、個人

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) バイオマス設備の設置者が当該設置に関し又はバイオマス設備付き住宅の購入者が当該購入に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付を受けている者
- (2) 以前にこの章の規定に基づく補助金の交付を受けている者
- (3) 市税（延滞金含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者
（補助対象経費）

第 18 条 補助金の交付対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、当該設備の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額等）

第 19 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てた額）以内の額とし、補助金の交付限度額は、同表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

50 万円未満	補助対象経費の 2 分の 1	10 万円
50 万円以上	補助対象経費の 5 分の 1	30 万円

（準用規定）

第 20 条 第 7 条から第 10 条までの規定（第 9 条第 3 項を除く。）は、この章の規定による補助金に準用する。この場合において、第 7 条及び第 9 条中「太陽光発電システム等」とあるのは「バイオマス設備」と、読み替える。

第 5 章 住宅用断熱窓

（補助対象者）

第 21 条 補助金の交付対象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者（以下「住宅用断熱窓の設置者」という。）とする。

- (1) 現に居住する住宅等（店舗等との併用住宅にあつては、住居部分）の主

たる居室（寝室を除き日常生活において通常最も在室時間が長い部屋をいう。この条において同じ。）の全ての窓（吹き抜けの窓，天窗等の採光を主目的とした窓，換気を目的としたジャロジー窓等を除く。次号において同じ。）に住宅用断熱窓を設置する者

(2) 主たる居室及び主たる居室以外の部屋の全ての窓に同時に住宅用断熱窓を設置する者

(3) 主たる居室の全ての窓に住宅用断熱窓を設置する者

2 前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する者は，補助対象者ではない。

(1) 断熱窓の設置者が当該設置に関し，本市の他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付を受けている者

(2) 以前にこの章の規定に基づく補助金の交付を受けている者

(3) 市税（延滞金含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者
（補助対象経費）

第 22 条 補助金の交付対象となる経費は，住宅用断熱窓を設置するときの当該住宅用断熱窓の購入又は当該住宅用断熱窓の設置若しくは交換と一体不可分の工事の施工に要する経費とする。

（補助金の額等）

第 23 条 補助金の額は，前条の交付対象となる経費の 4 分の 1 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）以内の額とし，補助金の交付限度額は 5 万円とする。

（交付申請の期限）

第 24 条 補助金の交付申請の期限は，断熱窓の設置工事の着工の日とする。

（補助条件）

第 25 条 断熱窓の設置者は，当該設置に関し法令，条例等に適合して行わなければならない。

2 断熱窓の設置者は，自ら居住し，当該断熱窓を使用しなければならない。

3 断熱窓の設置者は，正当な理由なく当該断熱窓を譲渡し，交換し，貸付し

，又は廃棄してはならない。

(準用規定)

第 26 条 第 8 条及び第 10 条の規定は，この章の規定による補助金に準用する。
この場合において，第 10 条中「設置後又は購入後」とあるのは「設置後」と読み替える。

第 6 章 住宅用 V 2 H 充放電設備

(補助対象者)

第 27 条 補助金の交付対象者（以下この章において「補助対象者」という。

）は，次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に所在する自ら居住するための住宅又は店舗等との併用住宅（住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限る。以下この章において「住宅等」という。）の新築時において当該住宅等に V 2 H 充放電設備を設置する者又は現に居住する住宅等に V 2 H 充放電設備を設置する者（以下これらの者を「V 2 H 充放電設備の設置者」という。）
- (2) 新築の住宅等であって，あらかじめ V 2 H 充放電設備が設置されているものを購入する者（以下「V 2 H 充放電設備付き住宅の購入者」という。）

2 前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する者は，補助対象者としてしない。

- (1) V 2 H 充放電設備の設置者が当該設置に関し，又は，V 2 H 充放電設備付き住宅の購入者が当該購入に関し，本市の他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付を受けている者
- (2) 以前にこの章の規定に基づく補助金の交付を受けている者
- (3) 市税（延滞金含む。）その他の本市に対する債務を滞納している者

(補助対象経費)

第 28 条 補助金の交付対象となる経費は，V 2 H 充放電設備の購入に要する経費及び当該 V 2 H 充放電設備の設置と一体不可分の工事の施工に要する経

費とする。

(補助金の額等)

第 29 条 補助金の額は、定額とし、補助金の交付限度額は、10万円とする。

(準用規定)

第 30 条 第 7 条から第 10 条までの規定（第 9 条第 3 項を除く。）は、この章の規定による補助金に準用する。この場合において、第 7 条及び第 9 条中「太陽光発電システム等」とあるのは「住宅用 V 2 H 充放電設備」と、読み替える。

第 7 章 雑則

(委任)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 小松市バイオマス設備設置費補助金交付要綱（平成 26 年小松市告示第 7 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。